

となりの地域はどうしてる？

# ノウハウ共有のための 防災ウォッチング



お問い合わせ 市民部 市民安全課 (近江庁舎)  
☎52-6630 ☎52-6930

リーダー不足や活動のマンネリ化など自主防災組織の「形がい化」については、全国的にも課題となっています。このような中、地域防災のてこ入れに奮闘されているのが世継区です。

世継にはすでに策定されている独自の防災計画があるのですが、この計画を見直すために防災委員会を設置されました。

「役員が頻繁に替わっていている計画の精度が高まらないため、5年の任期にしています。4年目を迎える今年には防災アンケートを実施して、区

区民の絆で再確認  
実践重視の防災訓練 **世継区**  
(188世帯・人口653人)

民意見を計画に取り入れていく予定です」と、区長の世森増信さん。

一方で、今年恒例の防災訓練もひと工夫されました。

まずは、ライフラインが停止しても食事を作ることができるように、あえて不便な状況を想定した炊き出し訓練を実施。ドラム缶をくり抜いたかまどに薪をくべ、火加減に悪戦苦闘しながら豚汁づくりと炊飯に挑戦されました。

また、世継では、独居老人世帯や要介護者世帯など、各世帯の状況がまとめられた「絆マップ安心地図」が各組長さんに配布されています。避難参加訓練は、支援が必要な世帯に逃げ遅れがないかの声かけなど、地図の活用を意識した実践的な方法で進められました。

その他にも、屋外スピーカーを使った避難連絡や、防災用機材の使い方などの訓練など、機材の点検を兼ねるかたちで合理的に訓練メニューが構成されていました。

「訓練という特別な機会はもちろん大切ですが、日々の生活の中にも防災につながるようなしかけを取り込んでいきたいと考えています。例えば、防災用機材を老人会や子ども会の活動で使ってもらったり、区の総会などで会館に集まるときに避難訓練を兼ねたりするなど、ちよつとし

た工夫の積み重ねが実践力を高めると思っています。それに、今回の訓練はイベントにあわせて実施しましたが、日頃から区民のコミュニケーションを図ることも大切にしたいですね。

こういった取り組みを地道に進めることで、紙に書いた計画書が手元になくとも、いざという時にみんなが自分の役割をしっかりと認識しながら、助け合って行動できる。そんな地域にしていきたいです」と、防災委員会委員の佐竹吉雄さんは語っておられました。

例年以上の参加者があった今年の防災訓練。震災の影響で防災意識が高まっていることもさることながら、役員さんの熱意が伝わっている証ではないでしょうか。



▲世継区は男女共同参画社会のモデル地域にも指定されています。防災についても、男女を問わず様々な目線で意見を出し合うことが必要ですね。



※写真はイメージです。

# グラっとくる前に 家の点検と対策を！

— 助成制度のご案内 —

市では、市民のみなさんの大切な生命や財産を守るため、耐震基準が強化される以前に建築された木造住宅について、無料耐震診断や耐震改修工事への助成を行っています。いざという時の備えとして、まずはご自宅の安全性を確認することから始めませんか。

## 制度の種類

### 1 木造住宅

**耐震診断員  
派遣事業（無料）**

滋賀県が実施する講習を修了した耐震診断員による簡易耐震診断を、無料で受けることができます。

### 2 木造住宅耐震・ バリアフリー等 改修補助事業

耐震診断による構造評点が0・7未満の木造住宅を耐震改修される場合、改修に係る費用の一部を助成します。

また、今年度に限り滋賀県から30万円の上乗せ補助があります。（県内で先着50戸）

### 3 木造住宅の 耐震シェルター等 普及事業

耐震診断による構造評点が0・7未満の木造住宅に耐震シェルターや防災ベッドを設置される場合、設置に係る費用の一部を助成します。（申込1戸当たり20万円が限度額で、県内で先着15戸）



**防災ベッド**  
(30万円前後～)

1および2の制度について申込多数となった場合は、次年度以降の対応になることがあります。



**耐震シェルター**  
(30万円前後～)

寝室など、部屋の中を鉄骨やパネルを使って補強し、安全な空間を確保します。

## 制度の要件

助成等を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ② 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ③ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの
- ⑤ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの

詳しくは、担当までお気軽にお問い合わせください。



お申込み・お問い合わせ  
土木部 都市計画課  
住宅対策室（近江庁舎）  
☎52-69926 ☎52-8790